令和3年総務建設産業常任委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年9月16日
- 2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
- 3. 開 会 令和3年9月16日 午前9時 委員長宣告
- 4. 付託された審査事項
 - 認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議事日程

令和3年9月16日(木曜日) 午前9時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 町長挨拶
- 3 付託事件の審査及び採決

(建設課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(農林課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(上下水道課)

- ①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ③認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

(総務防災課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(企画課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(環境モデル都市推進室・まちづくり課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(亜炭鉱廃坑対策室)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(税務課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(会計課)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

(議会事務局)

①認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

4 その他

出席委員(6名)

委員長 谷口鈴男

副委員長 清水亮太

委 員 岡本隆子

委 員高山由行

傍 聴 者

山 田 儀 雄 安 藤 雅 子 奥 村 悟

説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡邊	公	夫	副町長	寺	本	公	行
企画調整担当参事	中井	雄一	良[3	総務部長	各	務	元	規
総務防災課長	古 川		孝	総務防災課財 政係長	Щ	上	敏	弘
総務防災課 防災安全係長	伊佐次	洋	_	総務防災課 行政管財係長	加	藤		群
総務防災課 庁舎整備係長	板 屋	達	彦	企画課長	Щ	田	敏	寛
企 画 課 人事情報係長	木 村	公	彦	企 画 課 企画調整係長	丹	羽	英	仁
企 画 課 秘書広報係長	澤田	勇	介	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡	辺	_	直
環境モデル都市 推進室副室長	佐 藤	公	則	まちづくり課 まちづくり推進係長	亀	山	祐	里
亜 炭 鉱 廃 坑 対策推進室長	早 川		均	亜 炭 鉱 廃 坑 対策推進室副室長	野	中	崇	志
税 務 課 長	金 子	文	仁	税 務 課 課 税 係 長	井	上	年	生
税 務 課 収 納 係 長	林	康	宏	会 計 課 長	丸	Щ	浩	史
建設部長	鍵 谷	和	宏	建設課長	中	村	治	彦
建 設 課管理係長	伊藤	博	之	建 設 課 土 木 係 長	有	玉	敦	夫
農林課長	髙 木	雅	春	農 林 課 農業振興係長	伊	納	和	昭
農 林 課 森づくり係長	塚 本	政	文	上下水道課長	可	児	英	治
上下水道課整備係長	林	三棱	対夫	上下水道課 庶務係長	長名	八谷	重	行

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝

委員長(谷口鈴男君)

おはようございます。

最近コロナの感染状況を見ますと、御嵩町も130名を越したということで、大変危惧しておりますけれども、何とか早く終息をしてくれればありがたいと思います。しかし、コロナ感染につきましては、しばらくの間は共存共栄の中、共栄というわけにはいきませんので、共存のスタイルを取っていかざるを得ないと。それに対処する対症療法を考えながら対応していかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、今朝、工業団地のほうで火災が発生いたしましたので、本日の会議のレジュメについては多少順序を変更して行いたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、これより総務建設 産業常任委員会を開催いたします。

最初に、町長より御挨拶をお願いいたします。

町長 (渡邊公夫君)

おはようございます。

今、火事で職員も出ていっている部分がありますので、皆さんに御迷惑をおかけしますけれ ど、ちょっと順番を変えていただいて始めていきたいというふうに思います。

平芝工業団地のカーボンを扱っている会社らしいですが、そこで火災が発生ということで、 どの程度のものか分かりませんけれど、休憩時間ぐらいになれば見えてくるんじゃないのかな というふうには思いますので、それまでちょっと心配ではありますけれど、会議を進めていた だきたいと思います。

委員長仰せになったように、コロナが最近御嵩町でもコンスタントに感染者が出ているということですが、傾向を見ますと、8月中旬ぐらいから家庭に持ち込んだらほとんどその家族は駄目になるという感染力になっています。以前までは、家庭の中でも半分とか、その人一人だけということで終わっていた部分があるんですけれども、どうも最近は一旦持ち込んだら全員感染してしまうという感染力になっていますので、高齢者の死は少なくなってはきたんですけれど、ワクチンの効果もやはり認めるところがありますけれど、それで緩んでしまっているということがあるとしたら気をつけなきゃいけないなというふうに思います。今日も実は2人出るんじゃないのかなというような状況ですので、これも家族の中の話ですので、非常にどうやって子供を面倒見るんだろうとか、いろんな私的な部分を心配するところですけれど、何とか落ち着いていっていただけたらなあというふうに思っております。

コロナなしではいろんなことも考えられないというふうになってしまっていますけれど、本 日は令和2年度のコロナの影響を受けつつ運営してきた予算の決算審議認定でありますので、 よろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

ありがとうございました。

これより付託事件の審査及び採決に入りますが、質疑等、発言を行う場合は、挙手の上、行っていただくようお願いをいたします。

決算審査に当たっては、計数の誤りなどについても精査する必要がありますが、予算を議決した際の趣旨や目的に沿って、適正かつ効果的に執行されたのか、またそれによって行政効果が発揮できたか、さらに今後の行政運営においてどのように改善、工夫がなされるべきかという点を主眼に置いていただき、審査を行っていただきますようお願いをいたします。

お諮りします。付議事件の審査は、さきに行いました当委員会協議会及び本会議で説明を受けておりますので、執行部からの補足説明の有無を確認し、補足説明があれば行っていただき、その後に質疑を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

これより9月10日の本会議において当委員会に付託されました事件について、それぞれ審査 及び採決を行います。

それでは順序を変更いたしまして、建設部の関係から行いたいと思います。

建設課に来ていただいておりますので、建設課関係、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会 計歳入歳出決算認定についてのうち、建設課関係について執行部より補足説明がありましたら、 お願いをいたします。

建設課長 (中村治彦君)

補足説明は特にございません。よろしくお願いします。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員(高山由行君)

おはようございます。

早速ですが、主要な施策の41ページの上段、道路維持事業の中の、これは多分補正をかけた ときに説明があったかも分かりませんが、重複したらすみません。上から4行目の町道142号線 の舗装工事、当初予算では1,400万円の予算を組んで、辺地債で150メートルの予定を立てていましたものが、90メートルになった理由を教えてください。

建設課土木係長 (有国敦夫君)

それでは、御質問にお答えいたします。

こちらについては、辺地債及び交付金をいただいて行っている事業でございます。したがいまして、交付金が申し込んだ分100%交付いただけた場合は予算どおりの執行を見込んでおりましたが、そうではございませんでしたので、交付金等々に合わせた執行となっておりますので、お願いいたします。

委員(高山由行君)

交付が全額なされなかったということは納得しましたが、当初150メートル予定しておったということは、60メートル分はまだ舗装工事をしたいということでしょうが、その分はあとはどうするんでしょうか。

建設課土木係長 (有国敦夫君)

こちらの路線については、単年度で終わる事業ではございませんで、来年度以降も引き続き 舗装工事を実施していく予定となっております。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

40ページのブロック塀と、それから42ページの耐震化促進事業ですけど、これについては監査のほうから周知の方法を指摘されていますけれども、特にブロック塀も予算より大分少ないですし、それから耐震化のほうも予算では15件予算化されているわけですが、こういったことについてかなり少なかったんですけれども、これについてどういうふうに評価しているかということと、今後の周知の方法について教えてください。

建設課管理係長 (伊藤博之君)

御質問にお答えいたします。

周知の方法につきましては、一応町の使える広報媒体、ホームページだったり広報紙、防災無線、あとはチラシの配付、FMらら等で行っておるところでございますけれども、昨年度につきましては、やっぱりコロナ禍ということで窓口にいらっしゃるお客様が少なかったというところが、ここ数年から見て昨年度がくんと落ちている原因かなあというふうには考えているところでございます。

ブロック塀のほうにつきましては、予算に対して執行が少ないんじゃないかという御指摘も あるところですけれども、平成30年度から始まりまして、平成30年度はどれぐらいの需要があ るのか分からない中で予算を組ませていただいて、年々平均額も分かってきたところでございますので、予算のほうは実績に見合うように変えてきているところでございます。

昨年度につきましては、ブロック塀、周知の方法としまして、通学路沿いのブロック塀をお持ちのお宅に教育委員会と連携して、ポストインで再周知ということをやっているところでございますが、これ以上の策というところは今のところ思いついていないところでございます。 以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員(高山由行君)

すみません。引き続き42ページのほうの一番上段の河川維持事業の河川浚渫等維持事業費 1,800万円、これは緊急浚渫推進事業債というのがありまして、当初予算にはない工事でしたが、これの考え方ですけど、普通河川がしゅんせつできたということで、大変皆さん待ち望んでおられるところができたような気がしますが、この事業債の性質ですね、令和3年度からはどうなるかとか、このしゅんせつというのは川のところどころに、今山が荒れておって砂が相当流れてくるので、あっちもこっちも、昔と比べたら全然違うんで、すぐたまっちゃうという感じでしゅんせつしてくれよという要望が多くあると思いますが、どの程度の要望に応えられたのか。例えば、性質としては上之郷のほうがしゅんせつがたくさん今度できたとか、27河川全部を説明せよということでなしに、今後の見通し、これがまた使えるのか、そこら辺のことをもう少し詳しく説明してください。

建設課土木係長 (有国敦夫君)

こちらの事業債については、ちょっと正確な年度は忘れましたが、時限の起債になっております。ですので、新しく昨年度これが立ち上げられたということで御嵩町もいろいろしゅんせつ箇所がございまして、昨年度の7月豪雨のしゅんせつも含めて、併せてやらせていただいたわけですが、以降の計画については、特定の年度にここをやろうというところまでの計画はございませんので、これを再度使ってやるということは、大きくしゅんせつの必要が出てきた場合にはあるかと思いますが、計画的にこれを使うということは考えておりません。

委員(高山由行君)

町民各地からのしゅんせつの要望はたくさんあると思うんだけど、可児川は別として、可児川も今年少し木下の辺りをやっていただいたわけですけど、可児川は別として小さい川の普通河川の要望があると思いますけど、それをまとめて今後そういうものを一度にまたやるような準備はなされるんですか。

自分たちで対応できる範囲で順次やっていくのか、こういういい事業債があれば、それを利

用して計画だけ立てていくのか、どんな感じに思っておられますか。

建設課土木係長 (有国敦夫君)

ふだんからいただいておる要望も大小ございますが、やれるところに関しては住民の皆様にお願いしておるところもございます。その中で、町としては機械借上料という形でお手伝いさせていただきながら進めさせていただいております。なので、全体的にここをやろうという計画は、先ほども申しましたとおり今のところございませんので、お願いいたします。

委員(高山由行君)

またそれは少しストックができて、大きいものが災害とかがあってできれば、またこの事業 債というのは使えるということですかね。最後にします。

建設課土木係長(有国敦夫君)

災害はないにこしたことはないんですが、もしそういう場面がありましたら、国の制度にのっとって、使える財源は使用していきたいと思います。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで建設課関係を終わります。御苦労さまでした。

ここで、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての採決は、全ての課の質疑終了後に一括して行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、農林課に来ていただきましたので、農林課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち農林課関係について、執行 部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

農林課長(髙木雅春君)

補足説明はございません。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長 (清水亮太君)

主要な施策38ページのスマート農業技術導入支援事業で、コンバイン2台買われていますけど、稼働状況など教えてください。

農林課農業振興係長 (伊納和昭君)

清水委員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年度のスマート農業の導入技術支援で購入しましたコンバインですが、今年8月26日から 坂戸地区で利用を開始しております。

天候の関係もありましたが、9月14日現在で6日ほど稼働をしているという状況です。例年 10月末ぐらいの約2か月間利用をして、経営面積も含めて、自作面積も含めて86ヘクタールぐ らい使うということをお聞きしております。

また、少し聞き取りをしまして、どうでしょうということをお聞きしましたら、モニターでいろんなところが刈り取れたのが、どう刈れたとか、どのぐらいの収量があったとかというのが帰ってくるとすぐ一覧になっているということで、非常に事務も楽になったということも聞いておりますし、機械がいろんな技術の進歩もありまして、ヒエとかそういうものを一緒に刈り込んでいくわけですけれども、通常ですと詰まってしまって作業が止まってしまうということもあったそうですけれども、全然なく快調に動いておるということで、作業員さんの方からも好評いただいて、感謝をされておりました。以上です。

委員 (岡本隆子君)

主要な施策の38ページの一番上です。

滞在型農業体験施設運営事業のところで、これは当初予算では20万円の施設使用料が入っていましたけれども、今回施設使用料は入っていませんが、当初施設使用料、どういうことを想定していたかということを教えてください。

農林課農業振興係長 (伊納和昭君)

お答えします。

当初予算で計上しておりました施設使用料20万円については、町主催の事業によって四季の家を利用した場合ですとか、学校やふらっとハウス、こういったところの利用者の方々が四季の家を少し利用していただければなあということで予算を計上しておりました。

令和2年度の主催事業については、令和元年度同様、マツタケ狩りをセットしたプランを販売はしましたが、やはりこのコロナ禍ということで利用がなかったということと、ほかの町内の施設のことに関しては、移動手段とかといったことや、コロナ禍ということで利用がなかったということで減額補正をさせていただいております。

委員 (岡本降子君)

今ふらっとハウスというふうに言われたんですが、これはいろんなボランティア団体の方だとか、高齢者の方だとか、そういったグループの方を想定していたということでしょうか。

農林課農業振興係長(伊納和昭君)

そのとおりです。

委員 (岡本降子君)

今年度というか令和2年度、コロナ禍ということで利用できなかったと思うんですけれども、 足の確保の問題というふうに言われたんですが、こういったボランティア団体や高齢者グルー プが四季の家で何か町の新しい施設でいろいろ体験できるということはとてもいいことだと思 うので、予算を、ここはなかったですけど、あまり削らずに、またこの枠も残していただいて、 やっていっていただけたらと思います。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (高山由行君)

すみません。高原湿原のまた質問ですけれども、毎回しておるのでしますけど、最終終わったということで、御苦労さまでございました。まず最初にそれを言っておきます。

これで当初では8メートル、4メートルとあと2年かかるよという説明で、そのように入札 も済んでおると思っておりましたが、終わったら最後2メートルやでついでにやっておくかと いう感じで、私のあれですよ、10メートルになったと。予算もその予算内でできておるし、安 く上がったんだなあと思っておりますが、そこら辺のいきさつと、やはりメーター単価がかな り途中と違っておって、運搬にあそこはかかって、自分も興味があって何回も行くんですけど、 今年は山鳥とかが餌づけして大変話題になっておって行きましたけど、運搬にかかるのかなあ、 向こう岸に近くなったので、あそこの道路から品物が降ろせたのかなあと想像はしておりまし たけど、そこら辺の説明を少し教えてください。単価の違いとメーターが8メートルから10メ ートルに、あと2メートルやでついでにやっておってできたのか、普通そんなことができるの か。

農林課森づくり係長(塚本政文君)

質問にお答えさせていただきます。

木道のほうはワンスパン2メートルということで、4本の支柱に桁をかけまして、床版の木材を6本、2メーターの角材を並べて木道を施工させていただいております。

高山委員がおっしゃるように、単価の違いということで、その前年度までは床版をかける桁が、桁に対して2か所、鉄製のもので補強されておりました。そのところもございまして、今おっしゃられたことで、岸に近いということで、そこまでの必要はないという判断で、桁に対して床版をかけてボルトで固定してやったというところで、非常に安くできたというところでございます。

令和元年度までやっていた部材がかなり高価なものでしたので、その辺を使用せず、桁と床

版だけで固定して終了させたというところで単価も抑えられましたし、残りの2メーターもできて10メーターということで予算内で工事を終えることができました。

農林課長(髙木雅春君)

補足説明をさせていただきたいと思います。

まず延長につきましては、残り2年でやろうとは思っておりましたが、年度当初にいま一度 見直して、早くやっぱり完成させたほうがいいんじゃないかということで、ボルトの取付けの 仕方をいま一度見直しまして、その時点であと残り10メーターぐらいでいけるんじゃないかと いうことで、そこで2メーター短くなることが分かってきました。

あと、2メーター延長が長くなりますので、今の予算内の中で工法のほうを見直すようにちょっと指示を出して、そうしたら担当のほうが、今塚本が言ったような工法でできるようになって予算内に収まりました。

もともとこちらの事業につきましては、平成26年度から始まっておりまして、その時点のときには、重機とかを入れて工事をさせていただきました。ただやはり高原湿原ということで、重機を入れて作業をするということについては問題があるんじゃないかという御指摘がありましたので、その後、平成27年度からは人力を中心とした作業に移りまして、平米単価とメーター単価が出て高くなっております。

ちょっと調べてみますと、平成26年度のときは、メーター単価が21万6,000円ほどで、それが 平成27年度になりまして22万6,000円、高いときは平成29年ですと32万円、そこから3年間ぐら い30万円台で移っていまして、今回の単価につきましては28万9,000円ということで、7年間で 平均すると27万6,000円ということで、やはり人力でやっているというところが平米単価の高い ところにとどまっているところにつながっておりましたので、今後何かまた高原湿原とか作業 するようなことがございましたら、いま一度作業方法を見直してやっていきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。

委員(高山由行君)

ありがとうございます。

それで、多分これ8メートルで契約しておると思うんだけど、入札は。僕も覚えがないけど、 入札の。当初予算では8メートルの計画を立てて、それで進んでいっておったと思うんだけど、 契約変更とかして工事はしていますか。工法もメーター数も変われば契約も変更になると思い ますけど。

農林課森づくり係長(塚本政文君)

当初から10メーターで発注しております。

委員長(谷口鈴男君)

よろしゅうございますか。

委員(高山由行君)

分かりました。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (福井俊雄君)

主要施策の38ページの一番上ですけれども、滞在型農業体験施設運営事業ですけど、当初予算の主要施策の概要で、農業体験施設を活用した交流事業を実施し、移住・定住の促進を図ると明記してあるんですけれども、成果は何も記載がないんですけれども、意向調査なんかは実施しているのかとか、あと将来展望はどうなのかということがあったらお教えください。

農林課農業振興係長 (伊納和昭君)

お答えします。

いろいろと滞在型農業体験施設に関して皆様に御心配をおかけしまして申し訳ありません。 一生懸命頑張っていますので、今後ともよろしくお願いします。

御指摘のとおり、体験ということで稲作と芋掘りをそれぞれ実施を1回ずつしております。 その中で、サツマイモ掘りのときに名古屋の方が、女性の方2人ですけれどもお見えになられて、やっぱり田舎の移住・定住を考えているということでお見えになられましたので、少しお話をさせてもらって、企画課の移住・定住の係のほうには話をして、連絡があったそうです。

結果として、ちょっと希望には沿わなかったようですので、成果としては結びついてはおりませんが、そういったことで問合せも、このときは1件でしたけれども、そういったものを拾って担当課とも協力してということは現在しておりますし、企画課のほうからもいろいろとこういうものがあるよということで協力は現在しておるところですので、もう少し温かい目で見ていただければ助かります。

委員(福井俊雄君)

記載はないんですけど、当初予算の主要施策の概要を見ていたら、新庁舎周辺農業用排水路 整備に1,610万円が上がっているんですけれども、決算の成果が何も出ておらんのやけど、これ どうなっておるんですか、お教えください。

農林課森づくり係長(塚本政文君)

こちらにつきましては、現在設計中でございまして、また繰越しをして設計を進めておる関係で、決算のほうは支出のほうもなかったということで、記載をやめております。

委員(福井俊雄君)

今後出てくるんやね、そうしたら、このことに関してはね。

農林課森づくり係長(塚本政文君)

はい。成果が出ましたら、次、決算に出てまいりますので、よろしくお願いします。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで農林課関係を終わります。御苦労さまでした。

それでは続いて、上下水道課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、上下水道課関係について、 執行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

上下水道課長 (可児英治君)

補足説明等はございません。よろしくお願いいたします。

委員長 (谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (福井俊雄君)

私の勉強不足かもしれないんですけれども、主要施策の52ページ、一番下の段、下水道事業 負担金・補助金・出資金ですけれども、ここに下水道事業負担金、減価償却費、長期債利子、 その下、下水道事業補助金、同じく減価償却費、長期債利子と出ておるんですけど、これ違い は何ですか。同じものが2つあるんだけど。

上下水道課庶務係長(長谷川重行君)

ただいまの福井委員からの御質問でございますが、下水道事業会計につきましては、一般会計から下水道事業会計の出資金である負担金、補助金等につきましては、総務省の地方公営企業繰出基準に基づきまして算定をしております。

この繰出基準につきましては、下水道事業における経費の負担について、公共用水域の汚濁 防止及び公衆衛生等の公共的な行政目的を達成するために、必要な限度において一般会計が公 費負担することとなっております。

この具体的な基準につきましては、総務省から毎年度示されておりまして、その基準額の算定方法に基づきまして計算したところ、その基準内の金額が下水道事業負担金となりまして、それ以外の基準外の金額が下水道事業補助金としております。そのため、負担金と補助金とに

分けまして、充当先の内訳として減価償却費と長期債利子をそれぞれ記載してございます。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

よろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで一般会計の上下水道課関係の質疑を終わります。

それでは続きまして認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 について、執行部から補足説明がありましたらお願いをいたします。

上下水道課長 (可児英治君)

補足説明等はございません。よろしくお願いいたします。

委員長 (谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (岡本隆子君)

水道事業会計の決算書の13ページですけれども、この年間有収水量の中で、亜炭充填のほうで使った使用料と金額を教えてください。

上下水道課庶務係長(長谷川重行君)

ただいまの岡本委員からの質問でございますが、今回亜炭鉱跡防災対策事業といたしまして、 令和2年度では町内9か所のプラントで約10万7,000立方メートルの水道水を御利用いただきま して、料金といたしましては、税抜きではございますが、2,860万円ほどの収入をいただきまし た。以上になります。

委員長(谷口鈴男君)

岡本委員、よろしいですか。

委員 (岡本降子君)

はい。

委員 (高山由行君)

同じページですけど、大まかなことで申し訳ない。有収率の問題ですけど、3.9ポイント、令和2年度は上がりましたよということですが、この4%近く上がった要因はどう考えておりま

すでしょうか。

上下水道課長 (可児英治君)

お答えいたします。

本会議のほうでもお答えしましたけど、令和2年の2月の終わりに、住民の方から漏水があるということで通報がございました。

この漏水につきまして、時間にして後で流量計とかを見てみますと、時間にして10トン以上が漏れておったということがございます。年間にしますとかなりの量になりまして、それが大きな要因として、令和2年2月ということですので、令和2年度1年分が漏水の状況が緩和されたということで、それが大きな要因であると考えております。

委員長(谷口鈴男君)

よろしゅうございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうから1点お聞きをしたいと思いますが、補正予算でコロナ対策の関係で、 水道料金の4月分を6月収入分の問題につきまして、以前、第2回定例会の中で、新型コロナ ウイルス感染症対策費ということで、水道料金減免事業補助金は減免者水道料金1か月分相当 を補填するための水道事業会計への補助金でありますが、これには消費税が含まれておるかど うかということを質問した経緯がございます。そのときの答弁が、この金額の中には消費税は 含まれておりますという答弁でありました。

今回の補助金の中には、当然消費税を含んだ金額で請求させていただくということに補正予算の中ではなっております。これにつきましては、一般会計からの当然補助金という形でございますので、消費税の中で、今後水道事業の中で申告する中では適正にやっていくものと今認識しているという形でございますと。さらにこういう説明をいただいております。

ところが、今回、水道事業会計決算書の26ページ、27ページをお願いします。

収入の部の水道事業収益の欄、27ページになりますが、不課税収入額の中に、特定収入額として3,617万5,633円が計上されております。不課税収入の内訳には他会計補助金と説明されています。同じく決算書の18ページに、他会計補助金の欄に同額が計上されております。これはその当時の答弁と明らかに矛盾しておるのではないかと思います。これが消費税込みであれば、課税売上額で消費税相当額と税抜き金額とに振り分けて申告する必要があるのではないでしょうか。

そもそも補助金として支出するときに、税抜き金額で補助すべきだったというのが本来の形ではないかというふうに思います。このままでは一般会計が不要な消費税相当額を水道事業会計に補助しているという状態になるんじゃないかと。本来消費税の対象でないので、確定申告

をするものではなくて、一般会計に消費税相当額を返還すべきというふうに考えておりますが、 この点についての説明をお願いしたいと思います。

上下水道課庶務係長(長谷川重行君)

ただいまの消費税に関する質問でございますが、消費税の納税額は基本的には収入に係る借受け消費税額から支出に係る仮払い消費税を控除して計算を行っております。

しかし、消費税法により水道事業会計などの公営企業会計の仮払い消費税額の計算においては、一般の事業者等と異なり補助金による収入を特定収入として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税分を仮払い消費税額から控除する調整が必要とされております。

今回の補助金につきましても、水道料金の減免に対する補填ということではございますが、 その補填いただいた補助金の使途は県水の受水費ですとか、水道を供給するための費用に使っ ておるということでございます。そのため工事の補助金等々と同様に補助金額の消費税相当額 を計算し、仮払い消費税に当たる控除対象仕入れ税額からその金額を差し引く調整を行って消 費税のほうを納税しております。そのため、補助金は消費税の不課税収入ではありますが、実 質的には補助金分の10%消費税相当分を上乗せするような形で調整を行い、消費税の納税を今 回しております。

ということで、これが仮に減免ではなくて、通常どおり料金収入をした場合は、当然課税売 上高額となりますので、それの計算と今回のこの26ページ、27ページの消費税の算出をしたと ころ、同じ納税額等になったということで、こちらの損益計算書のほうの利益につきましても、 同じ金額利益額となったところでございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

一番当初、この問題を当時の水道課長が補正にかけてきたときには、水道使用量3,600万円の 減額ということで、それに対する他会計補助金が3,657万円の皆増という説明で始まった経緯が ございます。

基本的には、営業外収入としてこの金額が実は計上されておりまして、不課税収入額に3,617 万5,633円が計上してあって、不課税収入額の内訳として他会計補助金と、こうなっておるんですが、本来これは4月分の水道料金3,245万904円の補填財源としての補助金として考えられたものであって、それに計算しますと消費税含めて約3,570万円ということで3,600万円の金額で計上してきたと思うんですが、もともとは営業外収益の取扱いではおかしいんじゃないかと、本来からいえば。これは営業収入のその他の収入ということで上げて、いわゆる消費税抜きの非課税額で収支すれば、それで説明つくわけですよ。

今、長谷川庶務係長、説明していただきましたけど、これが公営企業会計の特別なルールということで御容赦願いたいというのが実は本音だろうと思うんですけれども、これは本来はあ

るべきスタイルじゃないというふうに考えておりますが、その点、可児課長どうですか。

上下水道課長 (可児英治君)

お答えいたします。

この辺りのルールにつきましては、消費税法上、こういったものについては特定収入として これによって賄われます課税仕入れ額の消費税額を仕入れ控除額から控除する調整が必要とい うことで、消費税法上定められてあるルールということでありますので、御理解をいただきた いと思います。

委員長(谷口鈴男君)

これはいわゆる特定収入で取り扱うということですが、違うんじゃないかなと思うんですね、 考え方が。いわゆる税法上の特定収入には、この場合はこの補助金というのは該当しない。な ぜ特定収入と言えるのかということですが、国税庁の資料から考えても、これは特定収入では ないと明らかなんですよ。その辺のところがちょっとよく分かりませんが。

副町長(寺本公行君)

それでは順を追って説明させていただきます。

谷口委員長、いろいろと税法関係に詳しいということでございますけれど、まず決算書の26、 27ページを開いていただきたいと思います。

上段の収入の部で、営業外収益として27ページに移りますけれども、特定収入額の欄に3,617万5,633円、これはいわゆる一般会計から上水道会計に出した6月請求分の補助でございます。 当然この金額の中には消費税相当額を含んで、一般会計から補助しています。その額を割り戻すと約320万円ほどの消費税相当額を含んでいると思います。

こういった中で、いわゆる営業外収益、不課税収入なんですけれども、それこそ国税庁のホームページを見ていますと、一般会計から出される補助金等は企業会計に対して、対価性のない収入については特定収入として処理せよと載っています。

これに基づきまして、消費税法、いわゆる消費税額を計算する上では補助金収入を特定収入 として調整する必要があるよと言っているんです。どう調整するかというのは、結論から言え ば、一番右下27ページ、これを見ていただきたいと思います。

その他消費税等経理ということで、通常であれば、毎月の水道料金、利用者からもらっていれば仮受け消費税としてここに載せていきます。当然6月の請求分の水道料については請求していませんので、ここには含まれてこない。その分当然減っています。減っていますが、その下、雑支出、ここで340万円ほど計上しています。令和元年度の決算書と対比してもらえれば300万円以上増えています。なぜ増えたかというと、ここで上げろと言われています。消費税を計算する上では、税法に基づいて。

いわゆる雑支出として一般会計補助金に含まれる消費税相当額、ここで計上しますので、最終的に借方、貸方の差が消費税の納税額になりますので、雑支出は借方に含まれていますので、最終的には740万7,500円については6月の請求で水道料の請求をしたとしても、一般会計からもらったとしても、受入れ勘定科目が違うというだけなんです。仮受け消費税に上げるのか、雑支出に上げるか、その違いだけですので、ですので長谷川係長が言ったように、納税額としては変わらないということであります。

こういった仕組みを基に、厚生労働省からも水道料金の減免について臨時交付金を活用してもいいですよという通達が来ています。臨時交付金の所管官庁である内閣府のQ&Aを見てみますと、いわゆるコロナ禍に対応するための事業として、原則として使途、事業内容、水道料金の減免も含めてですけれども、使途に制限はない、いわゆるここで制限がないということは消費税込みで補助しても構わない。ただ、各市町村、鍵谷部長が調べましたけれども、消費税込みで補助するところもあれば、消費税を抜いて補助するところもありますけれども、それは各市町村の判断だよということが内閣府のQ&Aで出ておりますので、御容赦じゃなくて、しっかりとこういう通達、消費税法に基づいて経理をしておりますので、ちょっと変則的な経理になっておりますけれども、なかなか複雑で私も分かりにくかったんですけれども、結果的には水道事業会計がもうかっているということは決してありませんので、お願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

基本的には特定収入という場合には、歳出に対する財源として特定されなきゃいけない。収入不足に対するいわゆる財源補填が、今回のいわゆる補正で認めた3,600万円からの金額である。その中に本来消費税が含まれておる。ところが、消費税はこの決算書、それから損益計算書の中でも明確に収められていない。税法上は、これは別に問題ないんです。このままいって、税務署で聞いてもこれは認めてくれます。これは適正な申告になっておりますので、いいんですけど、基本的には先ほど申しました消費税を含めて3,569万5,000円と3,245万904円、この差額というのは、本来は水道事業会計が利得になるんですね、何の根拠もなしに。これは本来は水道事業会計が得るべき利益じゃないんです。それが決算書には表れていない。

副町長の説明もよく分かります。でも、前提として特定収入という、いわゆる国税庁の資料からする、その認定の仕方の違いだと思うんですよね。僕が言っておるのと、副町長が言っておるのが。副町長は副町長で論理性があって、これはきちっと説明はできています。だけれども、基本的にはその辺のところがうやむやにされてはいけないと。だから、今回の決算の中で、そういう細部についてもきちっとした精査をしていくというのが、これは議会の役割であり責任でありますので、今回指摘をさせていただいたということですが、この差額については結局どうされるわけですか。

上下水道課長 (可児英治君)

ちょっと細かい話になりますので、今の消費税額の算出表の26、27ページの話になるんですが、まず今おっしゃってみえます課税外収益で特定収入額、今回3,617万5,633円ですが、この欄の一番下を見ていただきますと、特定収入額全体を合計した額7,991万3,558円となっております。この数字が、左のページ、26ページの計算がしてあるところですね。これの新税率10%分というところを見ていただきますと、この7,991万3,588円がこのところに数字が来ております。これを110分の7.8という計算。これは消費税分を割り戻す計算になりますけど、計算した数字が566万6,597円となっております。この数字がその下に来ておりまして、ここに3,438万2,396円から500万円余りの数字をここで控除しておるという計算になっております。

これで新税率10%分としまして2,871万5,799円、これが控除対象の仕入れ税額という計算をしております。最終的にこの数字がこの下に来ておりまして、仮受けした消費税、この消費税額の計算がしてあります3,474万5,256円から今計算しました2,871万5,799円を引いて、確定の消費税額を計算しておるということで、ここで控除対象仕入れ税額でここの500万円余りの数字を調整しておるという計算になっておりますので、これは今の補助金の金額も含んで計算しておるということになりますので、これで調整されておるということで御理解いただきたいと思います。

委員長 (谷口鈴男君)

非常に分かりにくいですが、26ページの新税率10%分の中で、ここの中で消費税相当額を実は控除しておる、これは分かります。これは公営企業会計独特のやり方であるということで、一般には通用しません、これは。だから、公営企業会計の処理の仕方としては、消費税の取扱いについてはこれしか仕方がないだろうと思うんです。それ以上の説明もできないだろうし、説明を受けようとも思いません。

だけれども、今後こういう問題がまたいつどういう形で生起するか分かりません。そのときには、私の結論としては一般会計の消費税抜きの金額というものを、本来なら営業収入のその他の収入に計上した中で、非課税売上額で処理すれば、全くこれは問題なかったというふうに思うんですが、これ以上言いません。一応説明としてはよく分かりましたから。

町長 (渡邊公夫君)

コロナ禍でいろいろ地方に対してお金がぽんと来ると。それをどのように使うか、いろいろ 出せということになって、メニューがあるわけでもないですけれど、大体皆さんが思いつくよ うなことは同じようなことですので、想定もできたであろうと。

その中に例えば、水道料金をただにするのであれば、消費税についてはこうだよということ を、そこでルールとして述べていますので、ここに従っていかないと、通常の会計とは若干違 うというふうに理解していただかないと、基本的には国が出すお金というのは税等を集めた、 その税を配分しているというだけの話なんで、税から税にまた替わっていくというのもおかし い話だということで、今回はそうした方針に従うという理解をしておいていただければ、これ から何度も何度も使う手法ではないだろうということは分かっていますので、その点はコロナ 禍においての財政運用上の問題であると、そういう方針であるというのを理解していただくよ り仕方がないというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

委員長(谷口鈴男君)

はい、分かりました。

そういうことで、今後の取扱いですね、いろんな控除メニューがどんどんこれから発生する と思いますし、その取扱いについて慎重を期していただければありがたいというふうに思いま す。

以上、この問題についてはこれで終わります。

そのほかに。

副委員長 (清水亮太君)

有収率90.3%で、有収水量とかこの辺も1か月減免されておる分も含めてこの数字なんですよね、確認ですけど。

上下水道課庶務係長(長谷川重行君)

ただいまの清水委員の質問に答えますが、この有収水量につきましては、減免した水量につきましては引いていないといいますか、もともと水道メーターを超えた、皆さんに使っていただいた水量となっております。それで、減免した水量といたしましては、15万300立方メートル程度となっております。

副委員長 (清水亮太君)

ちょっと私の考え方というか、あれが分かっていないのかもしれんけど、有収水量の考え方というのがちょっと僕今分かっていなかったんですけど、収益とかにつながる水の量ということだと思うんですけど、厳密に言うと、補助金を受けての、それも収益というのか分からんですけれども、それを入れることにちょっと違和感を感じるんですけど、何か法令上とか規則上とか問題ないのか、確認ですけど、教えてください。

上下水道課長(可児英治君)

お答えいたします。

御嵩町、県の水道を買っているわけですけど、その総量に対して、皆さんに水道をお届けして水道メーターが回るということで、その率が90.3%ということで、経営上、当然漏水等もなるべくないようにしながら、どれだけ効率的に皆さんに水道をお届けするかという、大変重要

な指標ですので、一応そういった水道の機能というところでお示ししているということでよろ しくお願いいたします。

副委員長 (清水亮太君)

ちょっとくどいですけど、特に規則とかに抵触するわけでもなく、この数字を表してもいい ということですね。

上下水道課長 (可児英治君)

今御説明したとおり、どれだけ水道を配って、どれだけメーターが回って、それだけ収益が得られる水として成立しているかということですので、それはこういったルールで計算するということで御理解いただきたいと思います。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、 討論の機会を設けますが、討論はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは採決を行います。

本案を原案のとおり決定し、認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

挙手全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決 定いたしました。

続きまして、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、執行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

上下水道課長 (可児英治君)

補足説明等はございません。よろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (福井俊雄君)

ちょっと分からないことがあるので教えてください。

下水道事業の損益計算書 5ページですけれども、3の営業外収益ですけれども、他会計負担金 2 億8, 615 π 1, 000 円というのは主要施策の52ページと合致しているんですけど、他会計補助金9, 926 π 1, 000 円は主要施策の成果の52ページの 1 億998 π 3, 000 円と合致していないんですけど、その差額の1, 072 π 2, 000 円というのは何ですか。

上下水道課庶務係長(長谷川重行君)

ただいまの福井委員からの関係でございますが、先ほどの一般会計の他会計が下水道事業補助金でございますが、この補助金につきましては、人件費に、先ほど一般会計では2,764万8,000円ということがありまして、こちらの下水道事業会計では、この下水道事業の損益計算書では下水道事業会計が収益的収入及び支出の予算と、資本的収入及び支出の予算の2本ありまして、人件費の部分の一部が4条予算の、決算書の19ページでございますが、19ページは資本的収入及び支出の決算書となっております。この収入の部の資本的収入の3の他会計補助金というところがあります。こちらが1,072万2,000円ということで、こちらが4条の下水の建設関係に係る職員の人件費分ということで、こちらに一部分かれて歳入しておりますので、5ページの損益計算書にちょっとその数字が表れていないという形になっております。以上でございます。

委員長 (谷口鈴男君)

福井委員、よろしいですか。

委員 (福井俊雄君)

はい、結構です。

委員長 (谷口鈴男君)

それでは、私のほうから1点だけお聞きしたいと思いますが、12ページの改良工事の概況の説明の中に、南山台東団地の面整備工事、7,600万円で工事が行われておりますが、第4工区の工事だと思いますが、途中で中断したのか、この年度はもう全て完了しておるのか。それと、今後これがどういう形で継続されていくのか。特に11ページの、いわゆる行政官庁の認可事項等に関連してくる問題があると思いますので、その辺の説明を併せて、この決算を踏まえた中で、現況と今後の方向性、これがもし分かれば教えていただきたいと思いますが。

上下水道課整備係長(林 三樹夫君)

お答えします。

今12ページに載っております第4工区工事については既に終わっておるというところでございますけれど、あと残りの分については、一応計画として上げていた中で、今の工事自体が第5工区として工事を進めていける状況ではないというところでございまして、現在は来年度予算等についても現状としては上げる予定には入っておりませんということと、あと今の中では

11ページにつきまして、経緯でございますけれど、今事業計画として上げているのは、一応今の南山台東の面整備についてもやっていくということでありますけれど、現状として工事をやった後に、取付け申請とかといった形自体が整っていない状況ですので、今止まっている状況でありますけど、全体としては南山台東地区等を取り入れていくということを含めて事業の認可を進めているところでございます。

委員長(谷口鈴男君)

その工事、途中で宙ぶらりんな状態に放置されておると。今までも第4工区面整備までに相当の金額を投入して、その資金の中には一般会計からの繰出金も含まれた中で、国の補助金も得て工事が遂行されてきておるわけですけれども、この令和3年度については予算化していないと。このまま放置していっていいものかどうかということと、それから今までの面整備をやった部分についての国からの補助金等については、そのまま放置するとどういう形になるのか、返済しなきゃいけないような事態に陥る可能性があるのかどうなのか。ただ、事業が一旦中断という解釈の中で、以後やりませんということなのか、どういう考え方で我々も物を見ていったらいいのか、その辺、課長どうですか。

上下水道課長 (可児英治君)

今現在、計画には上がっておりますが、工事が実施できていないということについては非常 に健全ではない状況というふうには認識はしております。

自治会のほうからは、既に今まで整備した地区につきましても、せっかく整備しても下水道に接続いただけない、当然その分については料金の収入もないということで、大変厳しい状況ということで、自治会のほうとしましても、御存じのとおり、既設管の処理の関係で、町にやれということで主張をしておられるということで、町としてもそれにつきましては協定書等に基づきまして、町はちょっとそれについては実施できないということで、その態度についてはずうっと変えてはおりません。

ということで、今のところ工事はできないという状況ですが、ただ町としましては話合いと か解決に向けての行動というのは今後も継続していきたいというふうには思っております。

補助金についてでございますが、県に対して、今のこういった状況であるといったことは報告をしておるということでございます。県も当然接続はしてもらわなきゃいけないということは言っておられますけれども、今のところはそれ以上の話は県からはいただいておりませんが、町としても大変健全でない状況かなということは認識しておりますので、解決に向けては努力はしていきたいと考えております。

建設部長 (鍵谷和宏君)

補足で説明させていただきますけど、現在第4工区まで済んでいる工事については全て供用

開始はしておりますので、下水道は使っていただける状況ということでございますので、町といたしましては、決してそこで宙ぶらりんに工事をやめているとか、4工区まではしっかり完成をさせて供用開始をして、そこで使っていただける区域の方については使える状況になっている。ただ、接続だけはしていただけない状況が、一部しか接続していただいていない状況でございますけれども、区域としては完成しているということで御理解いただきたいと思います。ただ、問題といたしましては、やっぱり舗装復旧とか、全体で見ると今の仮舗装の状況でございますので、建設部としては非常に苦しい状況、そういうことも含めて道路管理も含めて非常に苦しい状況であるというふうに認識しておりますので、何とか前に進んでいきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

もう一点確認でありますけれども、町とこの南山台東自治会との間において協定書というのは一番当初締結されました。

自治会ときちっと協議はしてあるのか、自治会の中に、下水道特別委員会というのが何かあ あって、その特別委員会のほうと町はその協議をしておると。だけれども、この協定書の相手 というのは自治会ですので、その辺のところの対応というのはどういう形になっておるのか。

上下水道課長 (可児英治君)

特別委員会の代表の方がおっしゃるには、自治会の皆様から強い賛同を得ている。その方が おっしゃるには、賛同を得ているということでございますので、その辺りは自治会の総意で町 との交渉に当たっているというふうに認識はしております。

委員長 (谷口鈴男君)

下水道委員というのは自治会にあるんですが、その組織とはまた違うみたいですね、ちょっと調べてみた感じ。そうすると、その特別委員会というのは、自治会の総会の議決をもって下水道面整備については全て権限を委ねると、こういう構図というのはできておるわけですか。町のほうはどの辺まで把握しておるんですか。

建設部長 (鍵谷和宏君)

今回の南山台東の下水道特別委員会ですけど、やはり今回の下水道の工事が終わるのに役員がちょくちょく替わられては非常に難しいということも含めまして、町のほうからそういう発案をしながら設置していただいたのかなというふうに、ちょっと私はその設置のときにはおりませんでしたので、そういうふうに認識しております。

それで、今回の案件につきまして、特別委員会の代表の平さんと何度もお話をさせていただく中で、やはりもともとの先ほど委員長言われた自治会長が相手方ですので、自治会の対応ということも含めまして、自治会長とも何度も話をしました。

そういう中で、やっぱり自治会長としましては、特別委員会のほうでということで、平さんの言うことに自治会も変わりはありませんというようなお話をいただいておりますので、これは町のほうでは詳しく、自治会の総会とかそういうのに出ておりませんので、ちょっと分かりませんが、当然自治会の中では特別委員会の位置、設置された状況とか今の役割どころとか、そういうのはしっかり決められて対応してみえるというふうに認識しておるということでございます。

委員長(谷口鈴男君)

これはこれで終わります。

ほかに何かございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、 討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、 採決を行います。

本案を原案のとおり決定し、認定することに賛成の方の举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

挙手全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決 定をいたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。なお、10時40分再開時刻としたいと思います。よろしくお願いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

委員長(谷口鈴男君)

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

総務防災課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務防災課関係について、

執行部より説明がありましたらお願いをいたします。

総務防災課長(古川 孝君)

総務防災課から補足説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (岡本隆子君)

主要施策の10ページ、防災行政無線の件でお尋ねをいたします。

以前、1,000台戸別受信機を買ったという報告だったんですが、これ実際、今何台ぐらい配付されて何台ぐらい残っているかということと、あと今後どういうふうにしていくかということをお尋ねいたします。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

ただいまの岡本委員の質問にお答えいたします。

8月末時点の配付台数は403台でございます。当初、町内に点在する難聴地域を指定しておりまして配付を行ってきたところですが、現在は修繕が必要なもの、新規転入者などにも新たにデジタル化の防災行政無線を配付しているところでございます。

委員長(谷口鈴男君)

岡本委員、よろしいですか。

委員 (岡本降子君)

あと、今後どういうふうに、半分以上残っているようですが、今後買い足されていくのか、 どうされるのかお尋ねいたします。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

現在、在庫が597台ございまして、年間で約150台程度を吐き出すという想定をしております。 在庫の状況を見ながら、追加予算の計上を検討してまいりたいと思っております。

委員(高山由行君)

関連でお願いします。

他市町村でもデジタル化して入るとか入らんとかいろいろと検証しておるようですが、デジタル化しても入りにくいところがあるというような問題も起きておるようですが、御嵩町の場合、総務課としてどのような検証をして、デジタルの機械を持っていったところが本当に聞こえるようになったのかなっていないかはどのように検証しましたか。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

委託先である中央電子光学さんに依頼しまして、まずどの地域が聞こえるのか聞こえないのかというデータを提供を受けております。現実的には、どこが聞こえているのか聞こえていないのかと訪問したわけではございませんが、配付当初、いろんな御意見を住民の方からいただきまして、私どもと中央電子光学が御自宅にお邪魔するような形で確認を取らせていただきました。

委員 (高山由行君)

一応やっぱり成果として、それが本当に難聴地域の方が聞こえているか聞こえていないかぐらいは、多少なりとも課として把握していただきたいと思いますけど、新しいやつが入ったで大丈夫なんやろうというような、委託先に任せてあるという、今ちょっとそうやって聞こえましたけど、そのぐらいのことはやっぱり把握していただいて、住民のサービスにつなげていただきたいと思いますが、よろしくです。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

関連といえば関連なんですけど、防災無線の場合はアプリもあろうかと思うんですけど、この辺、何かダウンロード数とか把握されているかどうかちょっと教えてください。

総務防災課防災安全係長 (伊佐次洋一君)

清水委員の質問に答えさせていただきます。

アプリに関しましては、住民環境課で配付する際に併せて周知は行っておりますが、今現在 どの程度のダウンロード数があるかということは認識しておりません。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員(高山由行君)

主要な施策の9ページの一番上段の県知事選挙ですが、今回選挙区の再編ということでいろいろ変わったことがありまして、前回の選挙は8,000万円ぐらいの予算で今回1,000万円をちょっと超えたぐらいの予算で、経費のほうが少し上がったのかなあという感じですけど、移動投票所がありましたけど、先ほどの件もそうですが、今回このようになって、投票率が少し上がったということは認めますけど、使い勝手がいいとか悪いとかの検証を一度していただいて、次のまた選挙のあれにやってほしいんですけど、そこら辺の検証とか皆さんの使い勝手ということは、住民の意見をどのように把握しますか。

総務防災課行政管財係長(加藤 群君)

高山委員の質問に対してお答えいたします。

今回、投票区を再編した関係で、その後に特に町民の方に対して使いやすくなったかどうかというアンケートは今のところ取っておりません。ただ、今後当然、共通投票所や移動投票所に関してはまだ始めたばかりですので、どのようにしていったらよりよくなっていくかということについては行政管財係としても検証はしていきたいと思いますが、町民の方に関しても何かしらまたアンケートを取るなど、よいことになっていくようにやっていきたいと思います。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

防犯灯です。7ページです。

この件については昨年の総務委員会の決算でも上がっていましたが、手続的なことですけれども、予算の中でできるだけ緊急性のあるところからやるということなんですが、私以前に一般質問をしたときに、自治会長の成り手がない、自治会長の負担が大変大きいということで、そのときに答弁で関係機関や部署と協議連携してできる限りの負担軽減を図っていくということで、具体的には会議の同日開催や役職の分散化というようなことを言われていますが、これから自治会長になられる方、当然仕事を持ちながらという方が多いと思うんですが、電気屋さんに見積りを取りに行って、こちらへ出したら駄目で、もう一回またというようなことがあるかと思うんです。昨年の部長の答弁でも、何回も足を運んでいただくこともあるかと思いますが、御理解をくださいというふうにおっしゃっているんですけれども、その辺できるだけ、大体金額も分かってみえますよね、1台どのくらいかというのは、LED化に関して。ですので、何か手続的な簡素化ということは考えることができないのかお尋ねをいたします。

総務防災課防災安全係長 (伊佐次洋一君)

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

昨年度もお答えした部分もあるかと思いますが、補助率が4分の3であること、自治会の持ち出し分というのが出てしまうこと等いろいろな要因がございます。申請行為につきましては、自治会さんで防犯灯を管理しているということもあり、自治会さんの総意ということで御提出等をいただいておるというところで御理解いただけたらと思っております。

委員 (岡本降子君)

おっしゃることはよく分かります。手続のできるだけ簡素化という点で、例えば大体金額分かってみえるので、電気屋さんの見積りなくても場所をお伝えすればできるとか、最終的には出さなきゃいけないかもしれないですけど、できるだけ負担を軽減というところから、何かそういったことを今後考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

お見積りの金額なんですが、町内の電気事業者さん数社ございまして、同じものでも値段にかなりの差がございます。補助率を掛けた結果、補助額が変わるということは大いにございますので、その辺りの手続について省略するというのは、現状では難しいのではないかと考えます。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

7ページの交通安全施設整備事業ですけど、カーブミラーとかこの辺の要望の件数に対して 14件とか3件とか書かれているんですけど、どれぐらいの要望があったかということと、そこ の予算をつけて触るときの基準というか、その辺も教えていただきたい。例えば、事故が多い というデータに基づいてやられているのか、現地調査とかやった上で判断しているか、その辺 もちょっと説明が欲しいです。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

清水委員の質問にお答えさせていただきます。

件数につきましては、カーブミラーにつきましては、20件から25件ほどの要望が例年出てきております。通学路の標識につきましても10件程度、各小・中学校から出ているというのが現状でございます。

優先順位、検証につきましては、まず例年6月頃に開催しております交通安全施設設置要望会議というものがございまして、各自治会、学校から提出された要望箇所を、我々が現地を確認した上で写真、場合によっては現地を確認することによって、警察、交通安全協会などの関係者を集めて優先順位のほうを決定しているというところでございます。

副委員長 (清水亮太君)

当該箇所で事故があったとか、その辺のデータは把握できないということでよろしいんです かね。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

その辺りのデータにつきましては警察署のほうで把握しておりまして、必要に応じて情報の 提供ということで求めておりますが、我々としては、個人として把握することは難しいと考え ております。

副委員長 (清水亮太君)

この件に関して、私警察のほうにもいろいろ確認取ったんですけど、データ取っているとはいえ、何か事故件数が多いからそこの当該箇所で具体的に何件あったとか、その辺のデータが分からないということを言われたので、今後やり取りも当然警察の組織の話でもあるんでなか

なか難しいと思うんですけど、やっぱり要望として事故がどれだけあったかというデータをしっかりやった上でやっていけば、事故の軽減にもつながるんで、お互いメリットがあるかと思うんで、しっかりそこら辺を話合いができたらなと思うんですけど、要望なんで、ごめんなさい。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

6ページの新庁舎ですけれども、この間の説明ですと、2つの事業繰越しが発生したことから2,400万円減額ということだったんですが、民生文教常任委員会のときでも伏見小学校の件のときに総額が出てこないのでということだったんですが、この総額と時期、その件について教えていただくわけにはいかないでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

では、岡本委員の御質問にお答えさせていただきます。

事業費の総額、積み上げにつきましては、以前からちょっと申しておりますが、6月に策定しました基本設計、こちらの中ではまず建物の工事で43億円と試算をしていると。そのほかになりますけれども、例えば造成工事等につきましてはこの中にはちょっと入っていないところではあるんですが、これまでの債務負担行為を設定している分とかもございますので、委員さんにおかれましても、大まかにざっくりですけれども、事業費を積算できるようなものにはなっているかなとは思っております。こちらのほうでお示しをさせていただいている数字を大体積み上げていきますと、今は63億円とかというような数字が、委員さんにおかれましても積算できるようなものにはなってくるかなあと思います。

ただ、この中には、まだ入っていない経費が幾つかございます。これらの精査を今早急に取り組んでおるところでございますので、またしかるべき時期に御報告も兼ねて御説明するものかなと思っております。

委員 (岡本隆子君)

63億円という数字を初めてお聞きしました。この間一般質問のときも、これを部長が説明されましたね、将来負担比率とか。そういったものは、この63億円で計算してみえた数字という ふうに理解すればいいですか。

総務部長(各務元規君)

お答えします。

基本はそうなります。ただ、やはり環境モデル都市にふさわしい庁舎というものを目指す中で、例えば再生可能エネルギーをどれだけ入れていくか、どれだけのボリュームにするか、そ

ういったところが詳細まだ決まっておりません。なので、最大みたいな数字を考えながら今は 積算をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 (岡本隆子君)

最大みたいな数字というのは、この63億円よりもっと多いということですか。

総務部長(各務元規君)

まだ具体的に、例えば太陽光パネルをどれだけ入れるかとか、そういったところまでが詳細を決めておりません。それは、やっぱり本体の部分をどれだけ圧縮できるかというところを狙っているからで、今そのための詳細設計を進めているところです。そこの詳細設計が詰まってきた段階で、じゃあ具体的に、例えば再生可能エネルギーの部分とか、そういったものをどれだけのボリューム感を出せるかということをさらに次のステップとして検討していかなくてはいけないということになっていますので、そこは意識しております。

委員 (岡本隆子君)

もう一つ、時期ですけれども、工期ですが、いつまでというふうに今はお考えでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

完成の時期につきましても、令和6年度末の完成に鋭意努めていくことに変わりはございません。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

関連ですけど、将来負担比率とか実質公債費比率というのを10から11とかそういうふうの説明をされているんで、この件に関して、計算書を資料請求した場合出せますか。ちょっと聞きたいです。

総務部長(各務元規君)

今の段階では、それは多分情報公開手続とか、そういった手順を踏めば出せるのかということだと思いますが、いわゆる政策を形成している過程のプロセスの情報になりますので誘導要素が高くて、それを出してしまうことによっていろいろ住民への影響ということを考えておりますので、今は分類的には政策の形成過程のプロセスの資料だという扱いになりますので、ちょっと出しにくいというところになりますのでお願いいたします。

副委員長 (清水亮太君)

今の話を考えると、例えば将来負担比率とか実質公債費比率、この辺の数値、ざっくりでは 言われているんで、これ全く根拠はないということですか。

総務部長(各務元規君)

いや、根拠がないわけではございません。先般も一般質問の中で答弁させていただいたとおり、庁舎の関係、それから小学校の関係、いろんな決まっている事業の3か年のベースから具体的な収支計画書を作成した上で計算をしておりますので、根拠がないというのはないです。

副委員長 (清水亮太君)

振れ幅があるということだったんで、どういう計算をしたかというのをちょっと分からないんで、この場で口で説明されても多分理解できないんで、難しいですけど、どういうふうに計算したかだけ、ちょっと資料をもらえたらうれしいんですけど、駄目ですかね。

町長 (渡邊公夫君)

将来負担比率や実質公債費比率というのは過去のものの成果ですので、不正確なもので情報を公開してしまうとそれが独り歩きするというふうになると思いますので、精度の高いものを出していきたい。

特に、なぜそれにこだわるかといいますと、工事関係というのは今設計価格が落札予定価格になっていると、そういう感じになってきますので、以前は大体10%ぐらい切ったような、入札に対して厳しい数字を出していたんですけれど、それを違法とされましたので、その設計どおり数字を出していかなきゃいけない。そうすると、設計士の段階である程度数字を詰めさせないと正確なものになってこない、入札をしても九十七、八%とか、そんな数字でしか落札しませんので、これはもう伏見小学校においても同じです。

そういう意味で、設計をきちんとできないとちょっと無理なんですよという意味は、そこの精度を上げるために言っていると。一つの目標、目安を与えているのは将来負担比率を、私には基準がないんです、行政には。350だともうレッドカードだという、そういう基準はありますけれど、基準があるとしたら私が柳川さんから受けたときの財政状況だと。それより悪くしてはいけないという、一つの目安として。そこへ物事を大きなことをやろうとすると、総トータルでもうここまでとか、何かを決めないとどんどん豪華にしていけば高くなっていくでしょうから、そこは、ここはちょっと質素にやろうよと、ここはちょっと辛抱しようとか、ここはちょっとお金かかっても仕方ないねというのは、必ず分けていかなきゃいけないということですので、そこの数字、あとは造成の部分の、道路とかいろんな部分の方針が決まっていないと決められないというところがありますので、数字自体がなかなか固まってこないということですから、もうちょっと待っていただいて、それぞれの設計で設計価格が取りあえず出てくるでしょうから、そこから行政としてはもうちょっと絞っていくということをやった上で、精度の高い数字を特に将来負担比率、それと実質公債費比率については、今度は目標ではこの程度になると、目安としてはこの時期だと、令和8年、9年、この辺りだというふうにしていきたいというふうに思っていますので、令和8年、9年、この辺りだというふうにしていきたいというふうに思っていますので、令和8年というとおかしいか、19年、20年にちゃんと合わせる

んだということをしていけば、ある程度今の御嵩町の財政力、将来も考えてみればしのいでいけるという数字にはなってくると思うんで、伏見でもそうです。設計はしているんですけど、設計を見ないと、それはちょっと高過ぎるとか、交渉もしながら設計も変更させなきゃいけないので、その作業をしてからでないと数字はきちんと把握できない。できる限り独り歩きしてもいい数字を出していきたいというふうに思っているだけですので、隠す意図は全くありませんので、その点は理解していただきたいというふうに思います。

副委員長 (清水亮太君)

設計した段階である程度金額固まって、そこから精査してちょっと安くする方向と、多分その基準が柳川さんから引き継がれたところと言ったので、例えば設計がちょっとあまりにも高いようだったらそこの水準まで落として、そこから議会に対して数字を説明したいということだと思うんですけど、それがその理解で正しいかどうかと、あとちょっとなかなか難しいでしょうけど、その金額を言える時期というのはどれぐらいになるのか、見立てでよろしいですけどお願いします。

町長 (渡邊公夫君)

理解の仕方はそれでいいです。

出せるとしたら、もう伏見小学校も設計を全て終えた時点、交渉も終えた時点ですね。もうちょっと下げるなら下げさせた上での最終。庁舎関連も同じです。庁舎関連は造成が必要になってくるので、造成のほうも今土が間に合わないと、逆に言うと手続が遅れているので、ひょっとすると土を買わなきゃいけないというような、本当にぎりぎりのせっぱ詰まった状態ですので、そこのところも予定が狂ってくる可能性があるということで、正確な数字が出せないというのはそういうところですので、今後まだ設計完了するのはいつぐらいや。その時期にチェックをした上で出していきたいと思いますので、担当のほうから今時期を言わせます。

総務防災課庁舎整備係長 (板屋達彦君)

設計の完了見込み時期でございますが、現在、契約履行期間が令和4年2月25日となっておりますので、実施設計をこの2月25日を目途に算出しているところでございます。

委員長(谷口給男君)

ほかに。

委員(福井俊雄君)

主要な施策の9ページ、住宅管理事業ですけれども、管理事業676万6,100円になっているんですけれども、特定財源の住宅使用料、857万800円ということで上回っておるんですけど、決算書の23、24ページで住宅使用料を充当するということならば滞納繰越額は27万6,900円あるんで、これは充当すべきやと思うんですけれども、どこの歳出のどこに充当しているかというこ

と、このことに関して教えてください。

総務防災課行政管財係長(加藤 群君)

福井委員の質問に対してお答えいたします。

まず、先ほどの主要な施策の成果に関する説明書につきまして、主要な施策ということで住宅管理事業のうち工事に係る部分のみ記載のほうをさせていただいております。御指摘のとおり、こちらの住宅管理事業には、現在、昨年度決算が670万円になっておりまして、町営住宅の使用料が850万円となっておりますが、こちらの工事以外の部分につきましては、住宅の修繕費、草刈りや支障木の伐採、共済保険の掛金等の費用も含まれているため、こちらの工事以外の部分についても充当のほうをさせていただいております。

委員長(谷口鈴男君)

福井委員、よろしいですか。

委員(福井俊雄君)

27万6,900円はどこに充当したんですか。

総務防災課行政管財係長(加藤 群君)

滞納繰越分につきましても、こちらの住宅管理事業のほうに充当のほうをさせていただいて おります。

委員 (福井俊雄君)

もう一つ質問させていただきますけど、そのページの一番下、消化栓整備事業で、維持管理というのは各消防団の分団がやっていると思うんですけれども、町として消火栓維持管理ということは、消防団から上がってきた以外に自分たちでされているかどうかという点と、あと160万2,300円出ているけれども、新規消火栓の設置に伴う負担金ということなんですけれども、これは修繕の必要な消火栓というのもあると思うんですけど、この費用も入っているかどうか、その2点。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

福井委員の質問にお答えいたします。

まず、町として消火栓の管理をしているかどうかということですが、我々は上下水道課のほうに対しまして、負担金ということで維持管理負担金の支出を捻出しております。その点で言えば、消防団に限らず、異常の有無について点検をしているという認識をしております。

2点目につきまして、消火栓の設置に伴う負担金については、単純に新たに設置したのに係る費用ということで、こちらも上下水道課に対する負担金として上げておりますので、修繕の費用は含まれておりません。

委員(福井俊雄君)

これ、修繕を実施しないということですか。

総務防災課防災安全係長 (伊佐次洋一君)

当初予算の中で修繕負担金も計上しておりましたが、今年度のこの主要施策の中では修繕に 対応する案件がなかったということで、支出をしていないということになります。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員(高山由行君)

すみません。今、福井委員の関連、私も2点全く同じところですが、まず住宅の管理のほうで、先ほど申しました事業費の修繕費料150万円何がしを支出しておるわけですが、僕いつも毎年同じことを聞いておりますけど、例えば修繕をしてほしい方は前年度に修繕希望をされるのか、その都度その年にも修繕希望があれば、当初予算で163万1,000円を需用費で見込んでありましたけど、その年で希望があっても対応していただいておるのか、その1点と、もう一つ、今の福井委員が言われた消火栓、前は80万円ぐらいの予算でも1基当たりできておったような気がするんだけど、管の距離とか工事のやり方とか当然あると思うんですけど、あまりにも僕が見ておって値段がかけ離れておったもんで、ええっと思いましたけど、ここら辺の理由をあったら教えてください。2点お願いします。

総務防災課行政管財係長(加藤 群君)

高山委員の質問に対してお答えいたします。

こちら修繕につきましては、令和2年度につきましては床の張り替えや雨漏り補修などを行っております。こちらにつきましては、緊急を要するものもございますので、基本的にはその要望を受けた年にこちらの修繕料を用いて修繕のほうをさせていただいております。

総務防災課防災安全係長(伊佐次洋一君)

続きまして、高山委員の質問に併せてお答えいたします。

委員おっしゃられますように、新設に係る費用、従前は70万円程度ということで聞いております。今回、新設するにかかる概算見積りということで確認しましたところ、現在は1基当たり140万円程度の金額がかかるということを確認しまして、このような形になっております。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

それでは、続きまして企画課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、企画課関係について、執 行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

企画課長(山田敏寛君)

補足説明ございません。よろしくお願いします。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員(高山由行君)

主要な施策の2ページお願いします。

上段から2つ目の職員の研修派遣事業ですが、このコロナ禍の中で予算が半分ぐらいしか消化できなかったということは、研修が半分しか受けていないということですが、私たちの議会のほうも研修やら東京陳情やらが本当にできなくて大変困っておる中で、職員の資質向上はなくてはならないものだと思いますが、今リモートでやってもそれぐらいの費用がかかるみたいですが、半分になった理由と、この代替の職員の資質向上のための何か策は講じられたのか。コロナだで仕方ないということで半分しか支出していないのか、代替の何か策があればそれをやっていってほしいなあとは思っておりますけど、どういう考え方でおりますでしょうか。

企画課人事情報係長 (木村公彦君)

高山委員の御質問にお答えしたいと思います。

研修についてですけれども、昨年度は特に緊急事態が出て、本当に委員さんおっしゃられるとおり、コロナ禍の中で中止になったケースが多くございました。初めてのことですので、研修主催者のほうもやっぱりどうしたらいいかということで結構中止になったケースがあります。令和元年度は41人受けられていたんですけれども、令和2年度は16人というような状況でもございました。

そして、策ですけれども、今は研修主催者のほうもやはりこの御時世に合ったオンラインを 中心に切り替わっておりまして、それに今年度も職員を受けていただいておるというような状 況でして、策としては、オンラインのほうに切り替わって、役場で受けられるようになってい るというような講義が増えておるという認識でございます。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

3ページの一番上ですけれども、個別施設計画のほうですが、ここに各施設に係るコスト損

失及び方向性を整理したというふうにありますが、具体的にどんなことをされたのか。成果、 整理の内容を教えてください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの岡本委員の御質問にお答えさせていただきます。

この個別施設計画そのものでございますが、算定基礎につきましては、まず国が一定の基準を示しました構造別の耐用年数や修繕等に関する床面積当たりの単価でございますけれども、これは個別施設計画のほうに記載してございます、そこから標準的な費用を積み上げて計算をするものとなっております。これらにつきましては、長寿命化を図るとした場合の試算であって、実際の経費はさらに安価になる可能性はあります。よって、これ以下で長寿命化を図れる可能性が高いものということでお示しをまずさせていただいたものとなっております。

例えば、統合をするというような話とかになってきたときにも、それぞれの施設ごとに費用 は出ますので、その費用を例えば合計をするだとか、そういったことをしたときに、じゃあ単 純更新で新たに建てますといったときにも総合的な費用、将来的なランニングコストまで含め た状態で比較検討をすることがその時点でもできるという形で計画を策定させていただきまし た。

委員 (岡本隆子君)

ということは、当然、今後集約化とか統合化を見据えてということで、今まだその方向性が 出ているわけではないわけですね。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

その可能性について、今後検討できる材料をそろえたというところでございます。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

男女共同参画についてお伺いします。

まず、男女共同参画、3ページの下から3つ目ですね。図書購入で、これは本会議の中でも指摘したんですが、PRをしていくということで御答弁いただいているんですが、毎年といいますか、買っているわけですので、こういったPRというのを年間計画の中で組み入れていくべきではないかというふうに思うんですが、その点についてどうかという点が1点と、それから男女共同参画のところで、懇話会の報酬のほうですね、募集要項を見ますと7月に「ほっとみたけ」で募集されていまして、募集要項を見ると3,600円ということで載っていたんですが、このメンバーですけれども、どういうメンバー構成なのかということと、それから今年何回開催されたのかという点を、ちょっと黄色いほうの資料で見当たらなかったので、そこを教えて

ください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの岡本委員の質問、まず1点目についてお答えさせていただきます。

主要施策の成果ということで3ページのほうに記載してございます図書購入事業でございますけれども、昨年度、11月ですけれども、男女共同参画週間に合わせて中山道みたけ館でも特設コーナーを設けさせていただきまして実施しました。

今年度につきましては、現状まだ確認は進めておるところでございますし、コロナ禍でもありますので、どういうった形でやれるかというのは今中山道みたけ館とも調整はしておりますけれども、これ以外にも啓発の機会というのは捉えておりますので、毎月の広報紙、寄稿文ですとか、その他フェイスブック等でも、男女共同参画週間というのが毎年6月と11月にございますので、そちらも併せて実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

そして、2点目の委員さんへの報酬等も含めてですけれども、こちらまず構成につきましては、我々のほうが今確認を取っておるところの中では、今公募につきましては5名の方、それ以外にも元教員の方ですとか婦人の会からの推薦ということで複数名いただいております。

昨年度の開催につきましては、コロナ禍でもありましたことと、あとは緊急を要する内容というところとはちょっとまた違うということで、昨年度中に補正予算で減額補正をさせていただいておりますので、開催には至っておりません。

委員 (岡本隆子君)

啓発につきましては、「ほっとみたけ」でも毎回載っていると思うんですが、またやっていっていただければいいと思います。

それから、懇話会のほうですが、開催していないということなんですが、これの退会の意思がない場合は毎年更新というふうに書いてあるんですが、大体の年数で入れ替わってみえるのか、長くやってみえる方があるのか、その辺り教えてください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの岡本委員の質問にお答えいたします。

長い方ですともう8年近くとか、公募の方も続けてやっていただけるということでお話をいただいておる方も中には見えます。ただ、やはり年齢ですとか体の調子のこともありまして、ちょっと退会をしたいわということをおっしゃられる方もおりましたので、今年7月に公募という形で再度皆様に御周知をさせていただいた次第でございます。

委員 (岡本隆子君)

こういう男女共同参画というのは、やっぱりいろんな方にいろいろな視点からの声が届くと いいと思いますので、あまり1人の方が長くやられるというよりはいろんな方が入れ替わって ということを望んでいます。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (福井俊雄君)

3ページ、バス路線再編計画策定支援業務委託事業ですけど、ここに持続可能な公共交通ネットワークの具体的な路線編成案の作成となっておるんですけど、変更はいつ頃されるんですかという点と、いつまで続けてやられるのかということですね。メリットは、変えることによって何があるかという点。

あと、それと4ページのふれあいバス等運行補助金2,614万5,396円の将来傾向、増額していくのか減額するのか、そこら辺のことを教えてください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの福井委員の御質問にお答えいたします。

まず、3ページのバス路線再編計画につきまして、こちら実行につきましては、10月1日から新たな路線として実行することがもう既に決定しております。この点につきましては、今月の広報紙9月号でも周知をさせていただいているほか、今日、各家庭のほうにバスマップ等も新たなものが配付をされるように既に手配が終わっております。

2点目のメリットは何かという点でございます。

これメインはバス路線の再編でございますけれども、路線が今までは御嵩町の昼間に走っておりますみたけ・なか線については、1週ぐるっと回る形で最後に御嵩駅にまた帰ってくる、発着は御嵩駅ですけれども帰ってくる形でしたが、8の字のような形で御嵩地区の方も中地区の方も御嵩駅のほうへの、各駅のほうへのアクセス回数というのを1時間に1本だったところを30分に1回と、2倍に増やしたという形で編成をさせていただいているものがございます。そのほかにも各要望等もいただいた中で編成をかけておるものとなっております。

そして、最後に4ページのふれあいバス等運行補助金につきまして、まずこの運行単価につきましては、運行を委託しております東濃鉄道株式会社のほうとの協議の中で単価は決まってきておるものになりますし、御嵩町がどのように運行するかと、距離をどのようにするかというところだけでまた費用は変わってきますけれども、大きく今のところは変更するという趣旨のものではございませんので、御理解いただければと思います。

委員(福井俊雄君)

これ、いつまで見込んでみえるんですか。令和何年まで、この計画案というのは。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

このバスの運行につきましては、先ほどのバス路線再編計画ですとか、その前提となりまし

た地域公共交通網形成計画、これと連動しております。その計画の元としては御嵩町総合計画 の期間と合わせて実施をしておりますので、御承知おきいただければと思います。よろしくお 願いいたします。

委員 (福井俊雄君)

もう一点。

4ページのIT人材育成事業委託事業なんですけれども、これキャリア教育実施委託事業なんて、どっちもこの2つ、目に見えた成果というのが実感できていないというのが本音なんですけれども、交付金があるから実施しているような気がして私はしようがないんですけれども、交付金がなくなっても実施されるわけですか。そこら辺をお願いします。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

福井委員の御質問にお答えいたします。

IT人材育成事業、キャリア教育事業、それぞれございますけれども、まずこちらにつきましては、特定財源として地方創生推進交付金、こちらを対象経費の2分の1充当させていただいております。ただ、これの実施に当たっては、御嵩町総合戦略のほうに記載をさせていただいておる事業でございまして、御嵩町が財源として用意をするべきなのか、はたまた高校側やほかの団体等の資金を投入するのかというのは、そこはまた財政事情やそういったものを含めて検討していくものになりますので、御嵩町総合戦略に記載をさせていただいた上で実施をさせていただいております。

委員 (岡本隆子君)

ふれあいバスの路線再編のところですが、これはファミマ2か所とセブンイレブンということで、新設と移設ですかね、停留所をここにされたわけですが、まだ今はコロナ禍ですが、利用状況はどういうふうに見てみえますか。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

こちらコンビニエンスストアにつきましては、現状ファミリーマート3店舗、セブンイレブン1店舗ということで今運用を、伏見方面を中心にやらせていただいております。実際に利用されている方は、我々実績のほうを毎日運行委託しております可児タクシーからもらうことになっておりますので、どこからどこまで乗ったという調査も既にできておるところでございます。毎月私どもの、今現状を確認できるのが7月分ぐらいまでですけれども、1か所につきー月10人程度になりますけれども、使っていただき始めたというところでございます。

委員 (岡本隆子君)

ありがとうございます。

もう一点ですが、主要施策の2ページの一番下ですけれども、自衛官募集事務委託金なんですが、令和元年は1万4,000円ということだったんですが、令和2年3万4,000円ですけれども、2万円増えていますが、これの理由を教えてください。

企画課秘書広報係長 (澤田勇介君)

ただいまの岡本委員の質問にお答えをさせていただきます。

当該委託金でございますが、町から請求等を行ったりするような趣旨のものではなく、防衛 省さんが独自の算定により決定した額を通知してくるものでございます。

決算額が令和元年度より令和2年度で増額となっている理由につきましては、ちょっと防衛省さんには問合せはしているわけでございますが、全体の防衛省の予算が入隊した人数など募集事務への貢献度に応じて配分されるものとのことでございます。防衛省さん、人を一生懸命集めようという中で予算を増額されたとか、令和元年度中に御嵩町から入隊された方が多いとか、そういった事情で増額になったと、ちょっとこちら推察の部分が入るんですけれど、そういった理解をしておるところでございます。以上です。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

ふれあいバスに関連することですけど、広告収入ってどれぐらいあったのか教えてください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの清水委員からの御質問にお答えいたします。

広告収入につきましては、約10万円ほどの収入でございました。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

5ページのほうの空き家家財の処分費補助事業ですけど、これ補助対象が御嵩町空き家バンクに登録しようとする者と書いてあるんですけど、これ実際登録されたのかちょっと確認をお願いします。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの清水委員からの御質問にお答えいたします。

この空き家家財道具等処分費補助事業でございますが、申請件数、主要施策の成果のほうにも1件とお示しをさせていただいております。実際に利用をされました、その上で空き家バンクにも登録をいただきまして、その物件につきましては既に売却は完了しております。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

今の空き家バンクに関連ですけれども、空き家バンクの活用状況といいますか、登録件数等 教えてください。

企画課企画調整係長 (丹羽英仁君)

ただいまの岡本委員からの御質問にお答えいたします。

現在の時点で、運用し始めて複数年たっておりますけれども、75件これまで扱ってまいりました。昨年度、令和2年度につきましては、登録物件数が17件、売買につきましては15件ということで、昨年度は非常に多く売買もされたという状況でございます。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで企画課関係を終わります。御苦労さまでした。

続きまして、環境モデル都市推進室・まちづくり課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、環境モデル都市推進室・ まちづくり課関係について、執行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長(渡辺一直君)

環境モデル都市推進室・まちづくり課の補足説明はございません。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (岡本隆子君)

黄色のほうの34ページに環境審議会委員報酬9人とありまして、46万7,000円と出てきていますが、今年何回開催されたかということと、それから環境オンブズパーソン報酬というのと、それから希少野生生物保護監視員報酬というのがここには見当たらないんですが、これについてはどういうことなのか説明をお願いいたします。

環境モデル都市推進室副室長(佐藤公則君)

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、環境審議会の回数でございますが、今年度は書面開催1回を含めまして合計3回でご

ざいます。ですので、支出の根拠となりました環境審議会としては2回、あと環境審議会では ございませんが、リニアからの説明会に環境審議会の委員さんにもお集まりいただきましたの で、その1回も合わせますと支払いの根拠となった環境審議会への報酬としては3回分という ことになります。

続きまして、2点目の御質問でございます。環境オンブズパーソンさんのことがこちらに載っていないという御指摘でございます。

環境オンブズパーソンにつきましては、例年会議を1回開催しておりますが、令和2年度に つきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、書面会議とさせていただいて おります。ですので、報酬の支出実績がないので未記入という形になっております。

続きまして、希少野生生物保護監視員についてでございますが、こちらにつきましては、33ページの目06の環境政策費のところですが、会計年度任用職員のところに数字が3ということで上がっております。会計年度任用職員につきましては、こちらも報酬でお支払いをしておりますので、報酬の46万7,000円のうち保護監視員につきましては36万円支出の実績がございます。ただ、備考欄につきましては、会計年度任用職員につきましてはちょっと省略をしておりまして、特別職のみの表示をしておりますので表示がないということであります。以上です。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (岡本隆子君)

環境教室ですけれども、これは成果のほうには書いていないんですけれども、環境教室は実施したのかということと、もう一つですが、みたけの森の木道が完成したわけですけれども、こういった木道の活用、自然観察会とか何かあるかと思うんですが、そういうことについてはどういうふうにお考えなのかということで2点お伺いします。

環境モデル都市推進室副室長(佐藤公則君)

ただいまの御質問にお答えをいたします。

環境教室につきましては、令和元年度の決算の附属書類に掲載をしておりました。こちらにつきましては、カワゲラウオッチングの実施の委託料が主な内容でございまして、令和2年度につきましては、こちらも新型コロナウイルスの感染状況によりまして事業の実施ができておりません。令和2年度につきましては、3月定例会の補正予算で予算を減額しておりまして、予算もなく支出実績、決算もないということで令和2年度には掲載を外しておるというところでございます。

また、木道についてでございますが、カワゲラウオッチングでは当然ちょっと使用が難しい とは思っておりますけれども、お話のありましたような自然観察会では十分活用可能であると いうふうに考えております。観察会の開催日とか、あと湿地性植物の開花時期、こういったものがマッチした場合に限りますけれども、講師の方との調整によっては活用していけるといいかなというふうに考えております。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (福井俊雄君)

まちづくり課の主要な施策の成果等の一番上で、わいわい館、大河ドラマの放送を契機にお もてなしの充実や誘客促進に取り組みましたとなっているんですけど、これ観光誘客数、実績 数はどうなったかということと、コロナ禍で本当に誘客の成果があったのですかという点と、 その下のほうに、まちのオリジナリティーを生かした観光振興とはを具体的にしたと書いてあ るんですけど、具体的に何なのかという、これを教えてください。課長に聞きたいです。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長(渡辺一直君)

まず最初の御質問ですね、わいわい館の維持管理及び運営で、観光情報の発信や地域交流の推進でどのぐらいの誘客があったかということになりますが、令和元年度につきましては、わいわい館の来館者数につきましては7,376名、令和2年度につきましては6,153名となっております。

次の御質問にお答えします。

可児才蔵の武功伝承事業におきましては……。

すみません。もう一度、ちょっと御質問のほうをお願いできませんでしょうか。

委員(福井俊雄君)

聞きますけれども、誘客の促進で今数を教えてもらったんですけど、コロナ禍で誘客の成果 というのはやっぱり減っているということが分かったんですけど、下のほうに、まちのオリジ ナリティーを生かした観光振興を行うと書いてあるんですけど、具体的にどういうことを行わ れたかということを聞きたい。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長(渡辺一直君)

大変失礼いたしました。

まちのオリジナリティーというか、令和2年度に行った事業としましては、目立つものとして主要施策の19ページのほうにあります、上から2段目の可児才蔵武功伝承事業というのを行っております。これには、説明にありますとおり、わいわい館におきまして可児才蔵の魅力や情報を発信する拠点を整備しまして、観光誘客と歴史観光資源の磨き上げを図っております。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

副委員長 (清水亮太君)

主要な施策18ページ、19ページにまたがるんですけれども、これわいわい館と観光案内所、御嵩駅ですけど、これのすみ分けじゃないですけど、どういう違いがあるというか、その辺のことと、あと観光に対するマニュアルみたいなのって存在するのかなあということを聞きたくて、例えば今の時期にお勧めする観光場所、当然天候とかもあろうかと思うんですけど、その辺のマニュアルが存在しているかどうか教えてください。

まちづくり課まちづくり推進係長 (亀山祐里君)

御質問ありましたことについてお答えさせていただきます。

わいわい館と観光案内所に関してのすみ分けでございますが、観光案内所は駅舎を通して御 嵩町に来た方に観光案内をする観光案内業務を行っております。一方でわいわい館につきまし ては、観光案内ももちろん目的の一つではございますけれど、御嵩町に来訪する者にくつろぎ の場を提供するとともに観光情報、地域情報及び歴史文化情報の発信による地域交流の推進を 図り、もって特産品を活用した地域の振興及び歴史文化活動に寄与するものという目的を持っ ております。ついては、令和2年度に実施いたしました武功伝承館の開設でありましたり、み たけのええもんの販売ですとか紹介を行っているところでございます。

もう一点の質問、観光に対するマニュアルでございますけれど、申し訳ございません、まちづくり課でマニュアルとして持っているものはございません。確認をしてはおりません。以上です。

委員長 (谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (福井俊雄君)

滞在型観光ツアープログラム、19ページですけど、パンフレット1,000部作る、どこで入手かというのをお聞きしたんですけれども、この中で従来の「見る観光」から「感じる観光、体験する観光」、体験する観光は分かるんです、感じる観光って具体的に何ですか、これ。僕はよく理解できないんで、具体的に感じる観光を教えてください。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

お答えさせていただきます。

まず、パンフレットにつきましては、町内御嶽宿わいわい館をはじめとして観光案内所、町内の中山道みたけ館等各施設に配付をしておるほか、可児市、瑞浪市、土岐市の道の駅と近隣の観光施設、花フェスタ等で配付をしております。

2点目の質問でございますけれど、感じる観光というのはどういったことかというところで

ございますが、これまで町で作成をしておりますパンフレットは、例えば願興寺であったり耳神社、鬼岩といった名勝の説明と写真で構成されているものが中心であり、地図や中山道の紹介はあるものの見る観光が主でございました。パンフレットも観光名所の紹介といったスタイルを取っていたかと思います。

今回作成をさせていただいたパンフレットは、体験メニューを組み合わせた4つのコースを つくり、御嵩町を感じてもらえるように作成したものでございます。各店舗や場所を必要以上 には明記せず、おいしい食事やケーキ、フォトジェニックな場所があることを視覚的に感じて もらえるように写真を多用し、職員ですけれどモデルを登場させ、御嵩町をどう巡ればいいの か、テーマごとに御嵩町を感じるコースを紹介したものになります。以上です。

委員 (福井俊雄君)

パンフレットを見て、しっかり分かるようにします。以上です。

委員 (岡本隆子君)

みたけのええもん販売促進の19ページの一番上ですが、ここでみたけのええもん等の知名度向上及び販路拡大ということで、平成30年102万6,000円、令和元年104万円、令和2年104万5,000円ということで、毎年同じぐらいの金額なんですけれども、これが知名度向上、販路拡大について向上につながっているということをどういうふうに把握してみえるのか。売上げが伸びているのか、そして現状どうなのかということと、あと特産品普及開発協議会の現状、そこを教えてください。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

御質問がありましたことについてお答えさせていただきます。

まず第1点、販路拡大や知名度向上になっているかという点に関してです。

今回もそうでございますけれど、キャラバン時、物販時にはアンケートを実施しております。 アンケート結果からは「ええもんを知っている」「昨年度も購入していたため今年も購入して きました」と回答する人も多く、これまでの事業がリピーターの増加につながっていると認識 しております。一方で、リピーターの買う場所がないという課題も御指摘のとおりございます ので、ネット販売の体制の構築を令和2年度に行いました。

2点目でございますけれど、特産品普及開発協議会の現状につきましてです。

特産品普及開発協議会は、平成30年度に出来上がりました生産者組織でございます。事務局は一般社団法人てらすが担っており、ええもんの認定商品の事業者をはじめ10団体が加入をしております。こちら、ええもんキャラバン等と目的は一緒でございますので、一緒に協賛・協働して事業展開をしているところでございます。以上です。

委員 (岡本隆子君)

アンケート結果からリピーターが増加しているということと、それから買う場所がないということでネット販売ということなんですが、このネット販売の利用状況も把握してみえますでしょうか。

まちづくり課まちづくり推進係長 (亀山祐里君)

ネット販売につきましては、令和2年度、みたけのええもんの紹介サイトであるmitte

また、新たに名産販売株式会社が運営する楽天の飛騨・美濃すぐれものでの販売がスタート しておりまして、楽天サイト内での販売がスタートしております。

各事業者への売上げというものは把握しておりませんけれど、楽天のサイト内での売上げに つきましては、すみません、資料がありませんので詳しい数字は分かりかねますけれど、みた けとんちゃんのほうが、売上げが成功しているというふうに聞いております。以上です。

副委員長 (清水亮太君)

今の関連ですけど、ネットの使用料というか、それを委託費で払っているということですか。 補助金を出しているわけじゃないですよね、これ。その販売の業者に対して。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

ネットにつきましては、サイトの立ち上げというものは委託に含まれておりますけれど、サイトに掲載するというサポートについて委託を支払っているような形になりますので、事業者への支援という形になります。以上です。

副委員長 (清水亮太君)

事業者への支援ということは、別項目で補助金か何か出されているということですかね。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

すみません。ちょっと誤解のある言い方で申し訳ございません。

事業者に対しては、やはり各事業者ネットショッピングを立ち上げるというサイト運営についてはかなりハードルが高いということで、こういった委託事業を通して楽天に載せるというようなルートをつくりましたので、そこへ掲載する事業支援ということをさせていただいてはおりますけれど、もちろん事業者へ補助金を出しているという形ではございません。以上です。

副委員長 (清水亮太君)

僕、理解力が全くなくてごめんなさい。使用料は町が払っているということですかね、サイトの。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

サイトについては、御嵩町の委託の範囲内で行っているものです。

副委員長 (清水亮太君)

全額ということですよね。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

はい。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで環境モデル都市推進室・まちづくり課関係を終わります。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 (谷口鈴男君)

休憩を解いて再開をいたします。

先ほどの認定第1号 御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のまちづくり課関係の質疑に対する 答弁で、訂正の申立てがまちづくり課長からありましたので、これを認めます。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長(渡辺一直君)

先ほどのネット販売に関する清水委員からの御質問に対する回答におきまして、訂正がありますので、係長のほうから説明をいたします。よろしくお願いいたします。

まちづくり課まちづくり推進係長(亀山祐里君)

ネット上でのええもんの紹介・販売について、整理して改めて説明をさせていただきます。 みたけのええもん紹介サイトmitteにつきましては、委託事業としてサイトの立ち上げ、 運営を委託事業内で行っております。楽天の飛騨・美濃すぐれものについては、掲載までのサ ポートは行いますけれど、発生する費用については事業者負担となります。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

これに対して何かございましたら。

よろしゅうございますか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

それでは、続きまして、亜炭鉱廃坑対策室関係に来ていただきましたので、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出予算認定のうち、亜炭鉱廃坑対策室関係について、執行部より補足説明がありましたら。

亜炭鉱廃坑対策推進室長(早川 均君)

当室から補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (安藤信治君)

この間の10日の質問の中で、例の特定鉱害の関係で、ほかに12法人ぐらいあると言ったわね。 それぞれの状況というのはつかめるの、それ。どれぐらいあるとか、全然使ってないとか、そ ういうのは分かるんですか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長 (野中崇志君)

12法人ございますけれども、ほかの県につきましては岐阜県で調整してみえまして、ほかの 県がどれほど基金が残っているかというのは岐阜県で把握しております。

委員(安藤信治君)

岐阜県として把握しておるけど、町のほうには下りてこうへんの。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長 (野中崇志君)

岐阜県から教えていただいております。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員(安藤信治君)

傾向として、御嵩町みたいなところは多いのか。はっきり言って、まだ全然使っていないと ころもあるような気がしんでもないんだけど、その傾向的にはどうなんですか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長 (野中崇志君)

岐阜県よりも基金が少なくなっているところがございまして、傾向としては2極化しておりまして、全然減っていないところもあれば、本当に基金が減っていっているところもあると認識しております。

委員(安藤信治君)

岐阜県と同じような状況なり、それより悪いところがある、そういうところは、何か動きは しているような状況はつかめていないの。

亜炭鉱廃坑対策推進室長(早川 均君)

県のほうで情報収集をされておられますし、その該当県との担当者さんとの情報共有とか情報連携を取られながら、国に対して要望をされておるということは聞いております。

町長 (渡邊公夫君)

東日本大震災の際に、亜炭廃坑のある市町を回ってきました。

東北ですから、あちら方面で10か所近いところを見たんですけれど、ほとんど基金はなくなっていると、今までに、その時点で。ただ、震災で被害を受けたところは、震災用の国の事業として、埋め立てしてすぐ復旧させたというお話を伺ったんで、ある意味、災害時には何とかなるんだなという安心感は持っていますけれど、特定鉱害の基金そのものは、もうほぼ枯渇してきたというのが現状ですので、亜炭廃坑についての地下充填とかいろいろお願いするところはあるんですけれど、当然今まだ落ちていないところを埋めていこうということでやっていますけれど、私がお願いをするならその2点で、事前の対策として埋めたいということ、特定鉱害の基金が枯渇寸前なので、それを積み増ししてもらえるような、そういう法改正をしてほしいということも併せてお願いをしていますので、議員の皆さんも、もしそういう要望をされるときがあったら、今の基金の問題も含めて要望していただくと効果的かなと思います。

ただ、全国的にありますので、なかなか積み増しというのが難しいというような現状で、九州辺りだと何百億という基金を持っておるところもあって、利権に群がるというような傾向もあるようですので、非常に難しいところではあるんですけれど、そういうことは伝えていかなきゃいけないというふうには思っていますので、議会の皆さんにもぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員(高山由行君)

特に質問等ございませんけれども、令和2年度の工事のほうも、前回の基金のほうは全部使っていただいて、80万円たら70万円たら、ぎりぎりの少しのお金でやっていただいたことは本当に感謝申し上げます。お二方には御苦労を察します。

それで、これからの傾向を少し聞きたいんですが、今までの状況からいくと、自分たちが見込んでいた量のセメントが入らないというところが多くて、そういうことを私も業者の方からちらちらと聞き及んでおりますが、そうなると、そこでお金をどうやって使うかということですけど、例えば新たなところ、広い面積をやれるようになるのか、前は調査坑をたくさん空けて調査をよくしてということに見えましたけど、傾向とこれからの対策を少しお聞きしたいです。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長 (野中崇志君)

傾向としましては、おっしゃるように、最初の設計の充填量に対しましては実績の充填量が 少なくなる傾向というのは大分把握してきておりますので、まず安藤委員からも調査をもうち よっとしっかりやったらどうだというお話もいただいておりますが、調査で把握した空洞の大きさと、今までの経験で減ってくることも予想されますので、その辺を考慮しながら設計の充填量を積算していきたいと考えておりまして、ただ何分地下の充填ですので、やってみないと分からないということが多々ありまして、その辺はいろいろ考えながらやっていきたいと考えております。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで亜炭鉱廃坑対策室関係を終わります。御苦労さまでした。

続きまして、税務課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、税務課関係について、執 行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

税務課長(金子文仁君)

補足はございません。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

副委員長 (清水亮太君)

ふるさとみたけ応援寄附金でありますけど、去年はゴルフクラブが好調で、かなり金額を伸ばしたと思います。

これから、こういったことで何を学んだかということと、それに続けて二の矢、三の矢があるのかということを聞きたいです。

税務課課税係長(井上年生君)

ただいまの御質問でございますが、昨年度、このゴルフクラブが非常に増収につながった要因でございまして、これから何を学んだかということでございますが、これが本当に今、この山田パターというものですが、これはふるさと納税で取扱いができているのはこの日本の中で御嵩町だけということで、これが町内の一事業者の作ったものということで、町内にもこういったすばらしい事業者がいるということを改めて学びました。

この後、二の矢、三の矢ということでございますが、ふるさと納税につきましては、寄附に

対しての3割以下の返礼品ということで、返礼品ありきで進めることがなかなか難しいことではございますが、町内にはこのゴルフクラブ以外にもそういったものを作っていらっしゃる事業者、それからあとは飲食店であったり、それからゴルフ場の利用券だったりだとか、町のすばらしい魅力ある返礼品がまだありますので、こういったものを総務省のいわゆる定めに触れないように、PRをしっかりしていきたいと思っております。

委員長(谷口鈴男君)

よろしいですか。

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで税務課関係を終わります。御苦労さまでした。

続きまして、会計課関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、会計課関係について、執 行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

会計課長 (丸山浩史君)

補足説明等ございません。よろしくお願いします。

委員長 (谷口鈴男君)

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員 (福井俊雄君)

先日、奥村議員が一般質問で、現金は定期預金や普通預金で安全に管理していますという話でしたけど、ペイオフという頭はありませんか。ペイオフは1,000万円以上を超えると、結局そのお金が戻ってこないということをいう、それが頭にあるかどうかだけ、まず聞きます。

会計課長 (丸山浩史君)

福井委員の御質問にお答えします。

ペイオフについては、適用を受けておりますので、それは承知はしております。以上でございます。

委員 (福井俊雄君)

他市町村で僕もちょっと聞いたところによりますと、国債とかね、そういうのを購入してみ える、そのほうが安全だという考えで、というところが各ちらちらと聞くんですけど、そうい う考えは一切ないんでしょうか。

会計課長 (丸山浩史君)

運用で国債というところも他市町、徐々にやっているようなところもございます。御嵩町におきましては今のところ、それよりも定期のほうがより安全であるというところから、今のところはやっていないのが現実です。

今後そういうところも、利率ですとかですね、長期にお金を動かすことがないということを 確認しながら、検討はしていく必要はあるのかなと思っております。以上です。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

委員 (安藤信治君)

先ほどのペイオフの話、もう一回説明してください。

会計課長 (丸山浩史君)

安藤委員の質問にお答えします。

ペイオフ、それぞれ金融機関ごとで1,000万円を超える分について、もし破綻した場合に1,000万円までは保証はされるけど、それ以上は保証されないというような認識をしております。

委員 (安藤信治君)

それがペイオフで要するに保証されておるかどうかという部分も言わないかん。どんな状況 にあるか。

会計課長(丸山浩史君)

ちょっと今の話、聞き取りにくいので、もう一度、すみません、お願いします。

委員(安藤信治君)

保証はされていないのは1,000万円だけで、無利子預金とその部分、僕は分かってやっておるで言っておるんだけど、ちょっと説明が違うぞ、これは。

会計課長(丸山浩史君)

すみません。

普通預金のほうの無利子の預金については全て担保されるという認識でおりますが、定期預金については1,000万円が上限というふうな認識でおります。

委員(安藤信治君)

それはそうだけど、結果的に、監査で僕分かって聞いておるんだけど、要するに市中の金融 機関から借り入れた部分も相殺できるわけや。そういうやつも含めて、今五十何億の基金があ るんだけど、ほとんど担保できていない状態やろう。

会計課長 (丸山浩史君)

失礼しました。

そうですね、借入金額の部分は相殺するんですけど、定期預金はそれよりもたくさん積んでいるので、その部分が万が一破綻したら担保はされませんけれど、今のところ指定金融機関等々の状況を見ると、そこまで危なくない状況というふうには認識はしております。以上です。

委員 (安藤信治君)

そういう答弁をしないかんと思うけど。だって、ペイオフで担保できておるような話になっ ちゃっておるやろう、今俺が聞いた話だと。だから、そういう説明をしないかんと私は思いま す。

それから、その有利な利子とか何かでやるというのは、町長の見解はどういうふうに思って みえるんか、ちょっと聞いておきたいんやけど。

町長 (渡邊公夫君)

今、ほとんど金利というのは期待できないというのが現状だと思います。ほかの投資みたいな形でやっていくとなると、地方債を発行する都市県がありますので、これはなかなか金利がいいのかなあと思って見ているのもあるんですけれど、なかなか危険な投資という、それについて腰が引けるというのが特に担当者あたりはあると思います。

以前、水道課のほうで、水道課の内部留保資金を国債に投資したと、これは一番いい率であったということになるんですけれど、あのときは経営をしているという立場で、職員のほうも担当者が国債を買いたいと言いましたので、すぐオーケーを出したんですけれど、それが一番今のところ堅い方法かなと。金利がほとんどないと一緒なんで、定期にしておく意味もあんまりないなというふうに感じています。

危険性が伴うようなやり方はしてはいけないなというふうに思っていますけど、御嵩町は金融機関が3行ありますので、そこのバランスも取っていかなきゃいけないというようなこともあって分散させているとは思いますけれど、今後知恵を絞って、よりよい方法で、多少はためておいたものに上乗せできるようなふうにしていきたいなというふうには思っています。

委員長(谷口鈴男君)

ほかに。

[挙手する者なし]

ほかにないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで会計課関係を終わります。御苦労さまでした。

それでは、続きまして、議会事務局関係に入ります。

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定のうち、議会事務局関係について、

執行部より補足説明がありましたらお願いをいたします。

議会事務局長 (土谷浩輝君)

補足説明等ありません。

委員長(谷口鈴男君)

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで議会事務局関係を終わります。

以上で、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、全て終了いたしました。

なお、民生文教常任委員会所管部分につきましては、全員の賛成により認定すべきものと委 員長宛てに報告がございました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時23分 休憩

午後1時33分 再開

委員長 (谷口鈴男君)

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

これより認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

賛成全員であります。したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日審査していただきました案件の委員長報告は、私委員長が作成し、議長に提出しますので、御了解をお願いいたします。

これで総務建設産業常任委員会を終わります。御苦労さまでした。

午後1時35分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

総務建設産業常任委員長